高校生等の保護者の皆様へ

勝浦町教育委員会

高校生等生活費援助事業について

日頃は、町教育行政に御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

さて、この度、勝浦町では、令和5年4月1日現在に高校生等を養育している、勝浦町に住所のある<u>保護者等の方</u>に高校生等1人につき、10万円の援助費を支給させていただくこととなりました。

勝浦町は、町内に高校等が少ないことや、町外にある高校等への通学時間の長さ、また、通学費用等の家計への負担など、高校等への進学の面で、都市部に比較し、不利な状況にあります。

今回の事業は、こうした町の状況に加え、物価高騰など日常生活の不安や経済的な負担の増大等への対策として実施します。

事業の実施により、子どもたちが夢を見つけ、追いかけ、叶えられる教育の環境づくりにつながっていくとともに、ふるさと勝浦への愛着を持ち、ふるさとを大切に考えていただく機会にしていただければと願っています。

なお、この御案内は、高校生等に該当する生年月日(平成17年4月2日から 平成20年4月1日生まれ)の方の世帯主様宛てに送付しておりますので、お 手数ですが、保護者等の方への取り次ぎをお願いします。

※ 「高校生等」とは、

学校教育法第1条に規定する高等学校(専攻科を除く。定時制、通信制を含む。)、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで及び学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程に在学の方となります。

(1) 提出書類

- ① 申請書(所定の様式を同封していますので、記入例を参考にしながら必要事項を御記入ください。申請者は、保護者の方となります。)
- ② 請求書(所定の様式を同封していますので、記入例を参考にしながら必要事項を御記入ください。請求者は、保護者の方となります。)
- ③ 在学証明書(在籍している学校に交付を依頼してください。)
- ④ アンケート(別紙 様式に御記入をお願いします。)

(2) 手続き

この御案内に同封しています「教育委員会 宛」返信用封筒により、 ①申請書、②請求書、③在学証明書、④アンケートを 令和5年11月30日(木)までに教育委員会へ御提出ください。

(お問い合わせ・申請書提出先)

7 7 7 1 - 4 3 9 5

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田2番地1

勝浦町教育委員会事務局

電 話 0885-42-2515

I P電話 050-3438-7148

ファックス 0885-42-4900

メールアドレス kyouiku@town.katsuura.i-tokushima.jp